

【抜粋版：作成中】

各港 港湾機能継続計画（案）
（緊急物資輸送活動編）

平成24年11月

目次

1. 検討の目的
 2. 被災の想定(案)
 - (1) 想定する被災の選定(案)
 - (2) 想定津波高さ
 3. ○○港における緊急物資輸送に係る行動計画(案)
 - (1) 緊急物資輸送ルートの設定(案)
 - (2) 時間目標と達成数量(案)
 - (3) ○○港の港湾施設等における耐震対策状況
 - (4) 緊急物資輸送ルート上の被災状況の設定(案)
 - (5) 緊急物資輸送の主な関係者と役割(案)
 - (6) 関係者別の役割、対応(案)
 - (7) 初動における活動内容フロー(案)
 - (8) 情報連絡系統図(案)
 - (9) 連絡先一覧(案)
- 参考 災害対策基本法の一部改正について

1. 検討の目的

- 「港湾機能継続計画」とは、大規模な地震・津波等の災害による港湾機能への影響をより軽微にとどめ、早期の機能回復を目指す実施計画である。
- 今回目標とする内容は、発災直後から幹線物流が開始される時期を対象期間とし、主に緊急物資輸送に必要な港湾機能を確保するための実施計画とする。

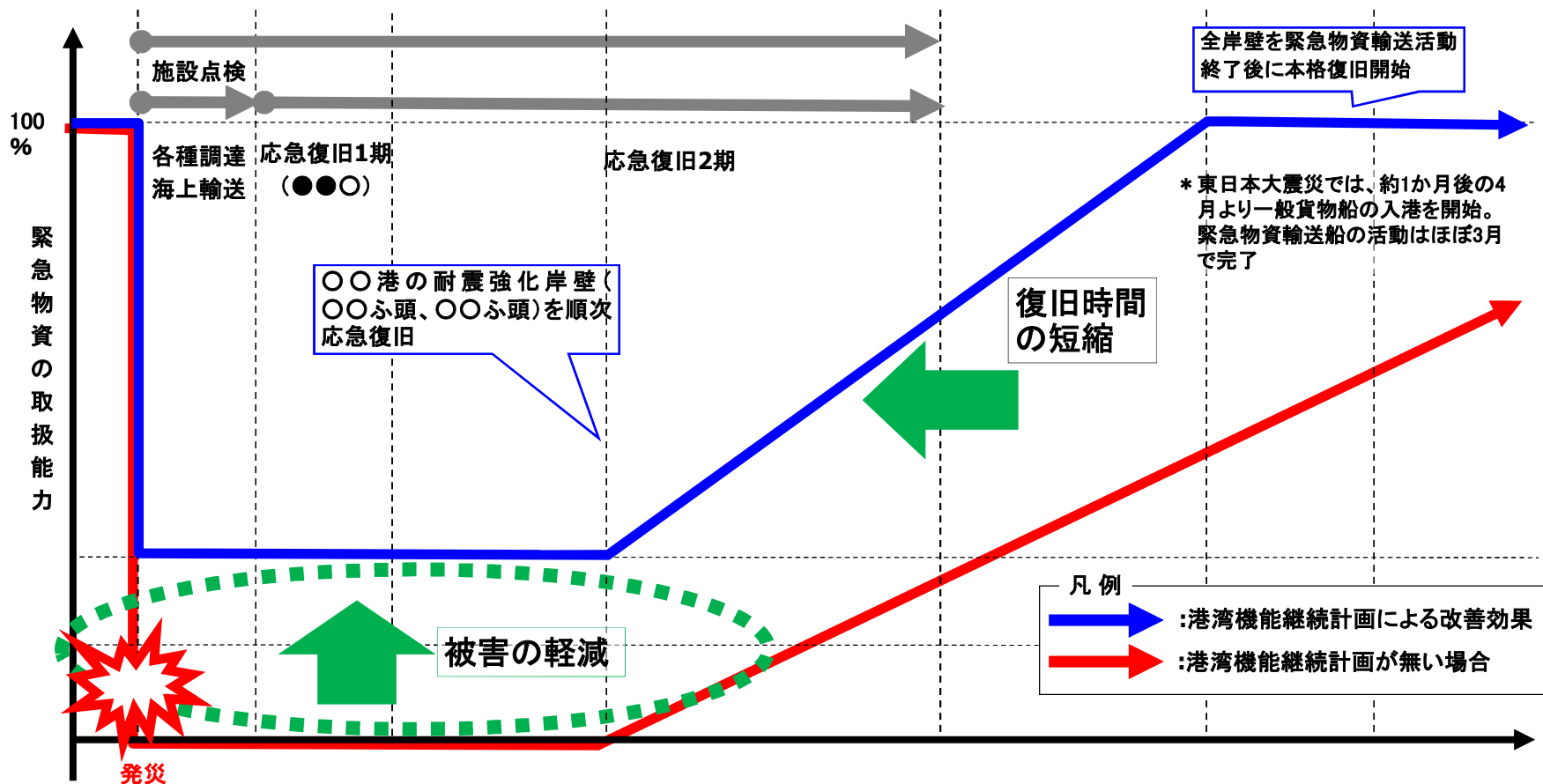


図 港湾機能継続計画の実施による効果

2. 被災の想定(案)

(1) 想定する被災の選定(案)

- 南海トラフ巨大地震(M9.0、震度6強～7)を想定する。

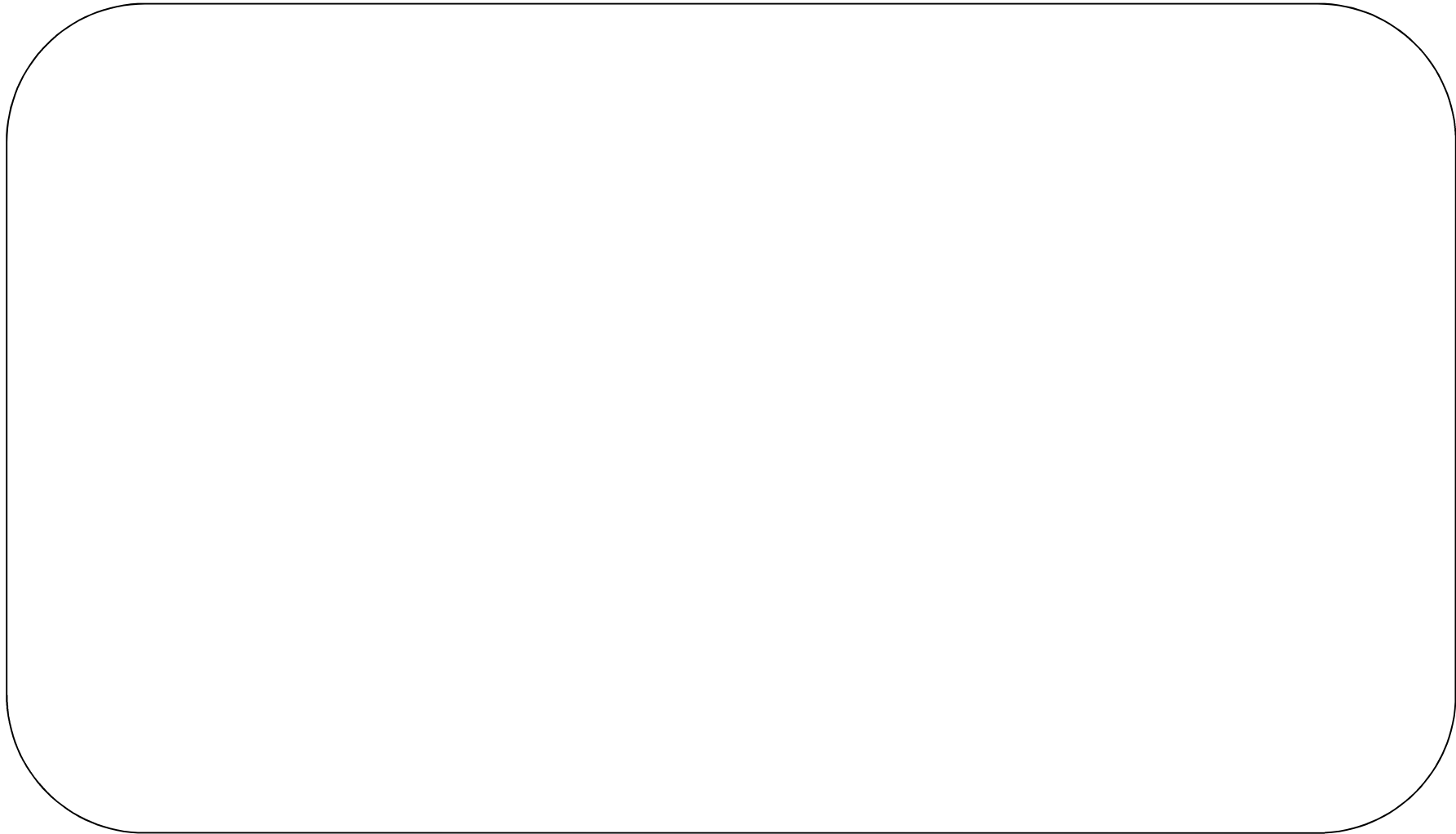
		南海トラフ巨大地震の被災想定
地震規模(*1)		
発災時期、気象・海象		
震度分布等(*1)	震度	
	津波	
港湾施設被害(*2)	揺れによる被害	
	津波による被害	
交通施設被害(*2)	道路	
	鉄道	
ライフライン(*2)	水道	
	電力	
	通信	

出典： *1=南海トラフの巨大地震モデル検討会(中央防災会議、H24.3)、(第二次報告、H24/8)

*2=愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書(愛知県防災会議地震部会、H15.3)を基に作成。

(2) 想定津波高さ

- 今年8月29日に公表された内閣府の想定津波高さ及び中部整備局の津波シミュレーション結果…



3. ○○港における緊急物資輸送にかかる行動計画(案)

(1) 緊急物資輸送ルートの設定

- 耐震強化岸壁である○○ふ頭、○○ふ頭を中心とした埠頭を利用して、△日以内に、名古屋市への緊急物資輸送を優先業務と設定する。

【港湾区域内航路～○○ふ頭&○○ふ頭】



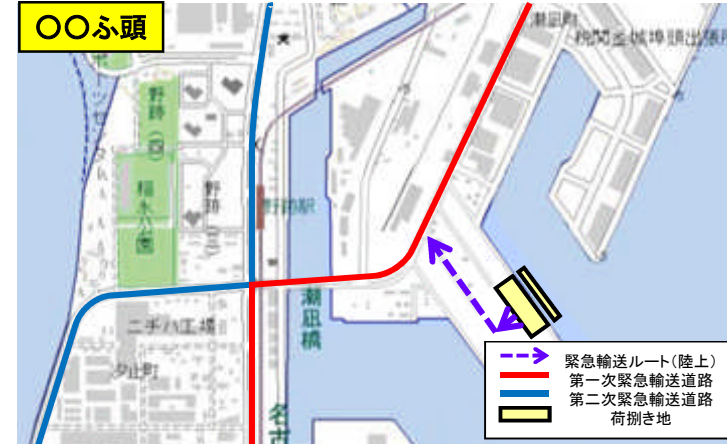
名古屋港の耐震強化岸壁整備状況

整備状況	ふ頭名	長さ(m)	幅(m)	対応
整備済	大江ふ頭	10	185	緊急物資等輸送対応
	潮風ふ頭	7.5	130	緊急物資等輸送対応
	飛鳥ふ頭	16	400	国際海上コンテナ輸送対応
	飛鳥ふ頭	16	400	国際海上コンテナ輸送対応
	鍋田ふ頭	14	350	国際海上コンテナ輸送対応
計画	ガーデンふ頭	10	185	緊急物資等輸送対応
	福永ふ頭	8.5	260	緊急物資等輸送対応
	福永ふ頭	8.5	260	緊急物資等輸送対応
	飛鳥ふ頭	16	250	国際海上コンテナ輸送対応

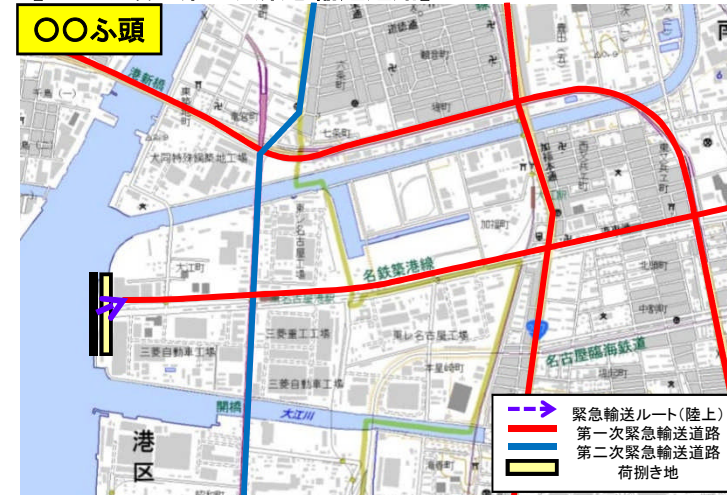
凡例

- 第一次緊急輸送道路
- 第二次緊急輸送道路
- 耐震強化岸壁(整備済)
- 緊急物資輸送経路(案)
- インターチェンジ

【○○ふ頭～第一次緊急輸送道路】



【○○ふ頭～第一次緊急輸送道路】



※背景地図は、国土地理院「電子国土Web.NEXT」標準地図を使用

(2) 時間目標と達成数量

- 時間目標: 発災から○時間以内に緊急物資の荷役を開始、○時間以内に輸送拠点を經由して物資が避難所に届くようにする。
- 達成数量: ○トン/日を目標とする。(※港湾分担率○%の場合、○/日トン)

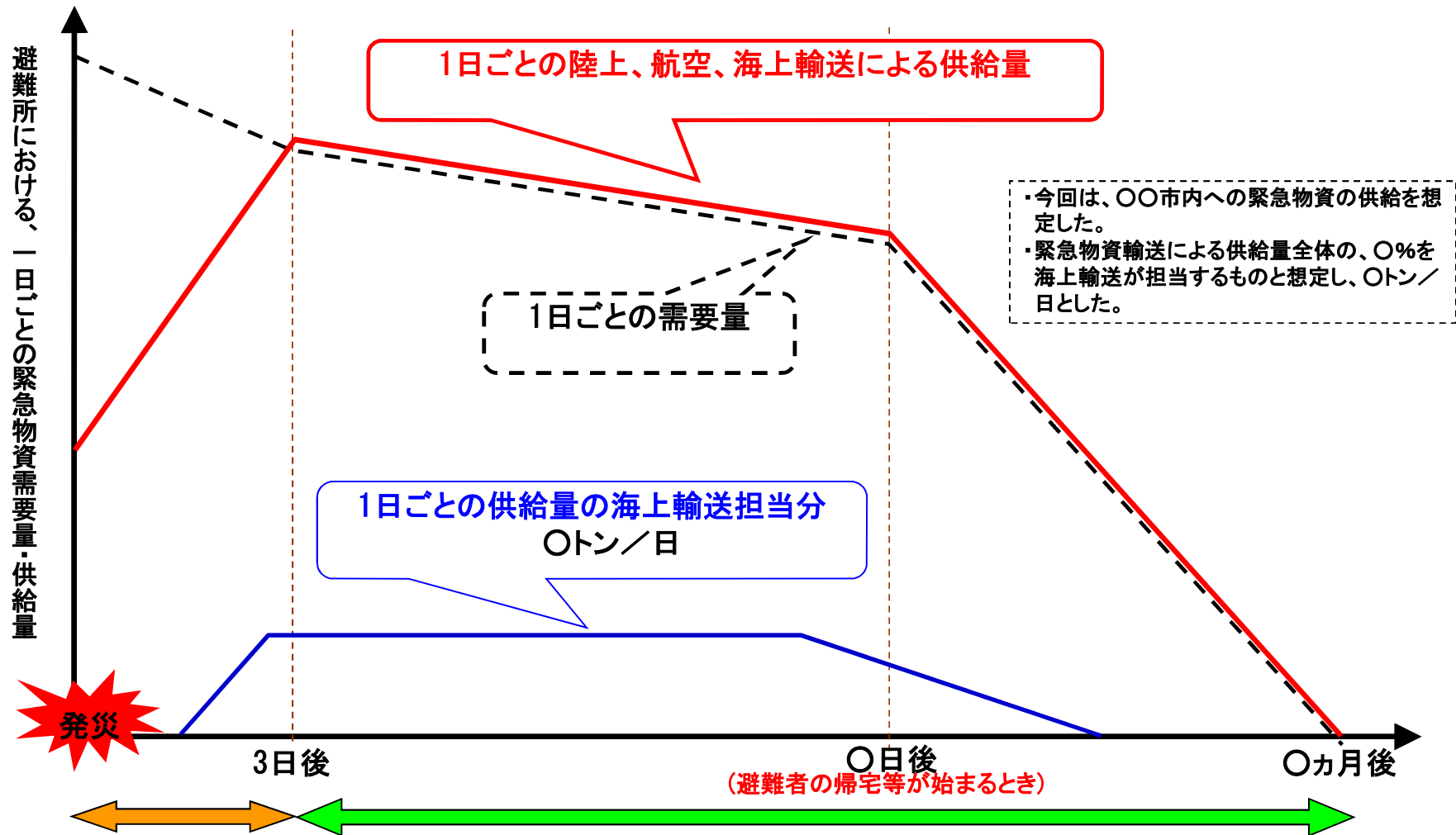
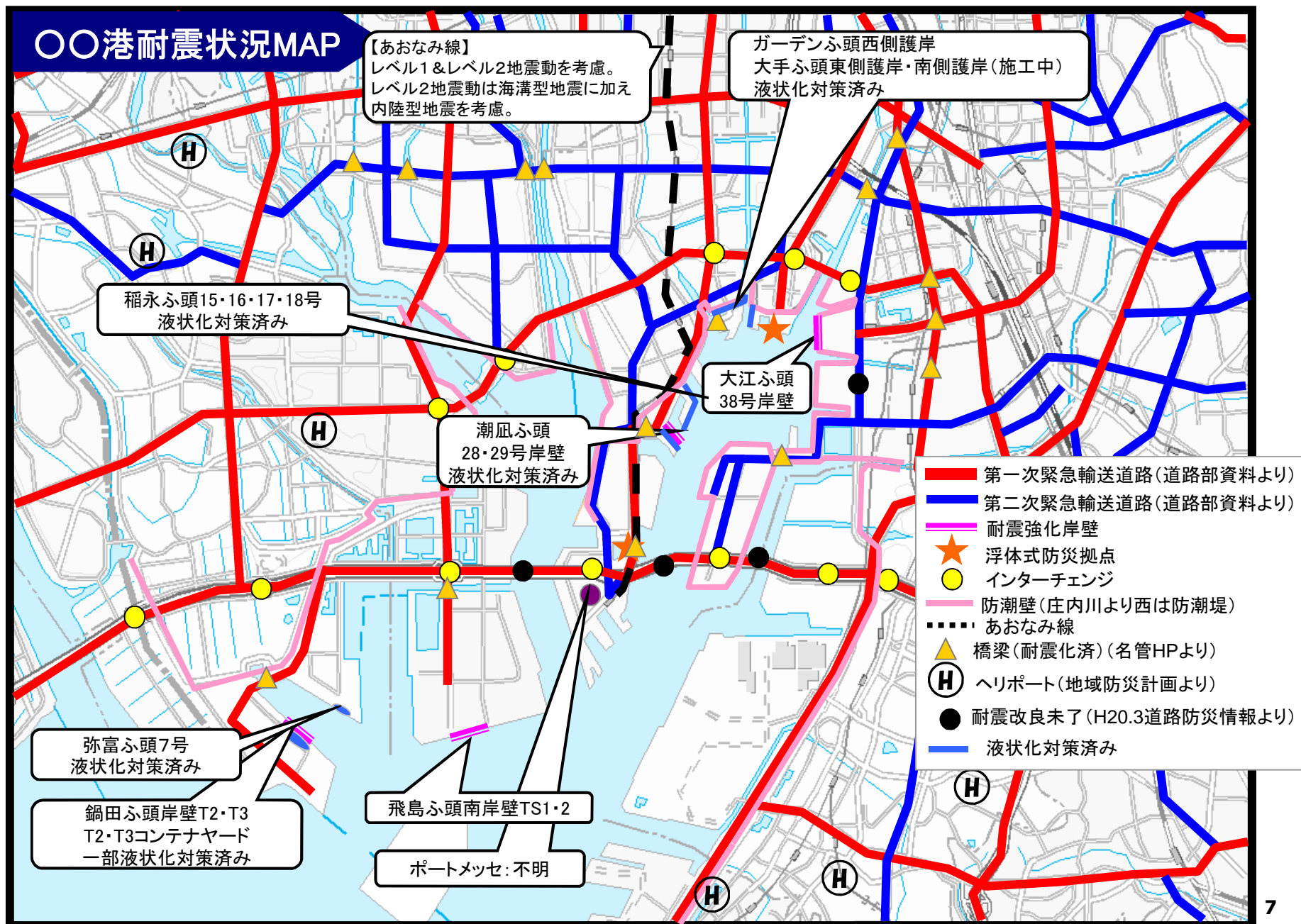


図 緊急物資の需要量・供給量と海上輸送による供給量(案)

(3) ○○港の港湾施設等における耐震対策状況<港周辺のみ(今後充実)>



(4) 緊急物資輸送ルート上の被災状況の設定(案)

- 緊急物資輸送ルート設定後、対象耐震岸壁までの航路(港湾区域内)を区域別に分け、各港湾区域における被災状況を整理する。

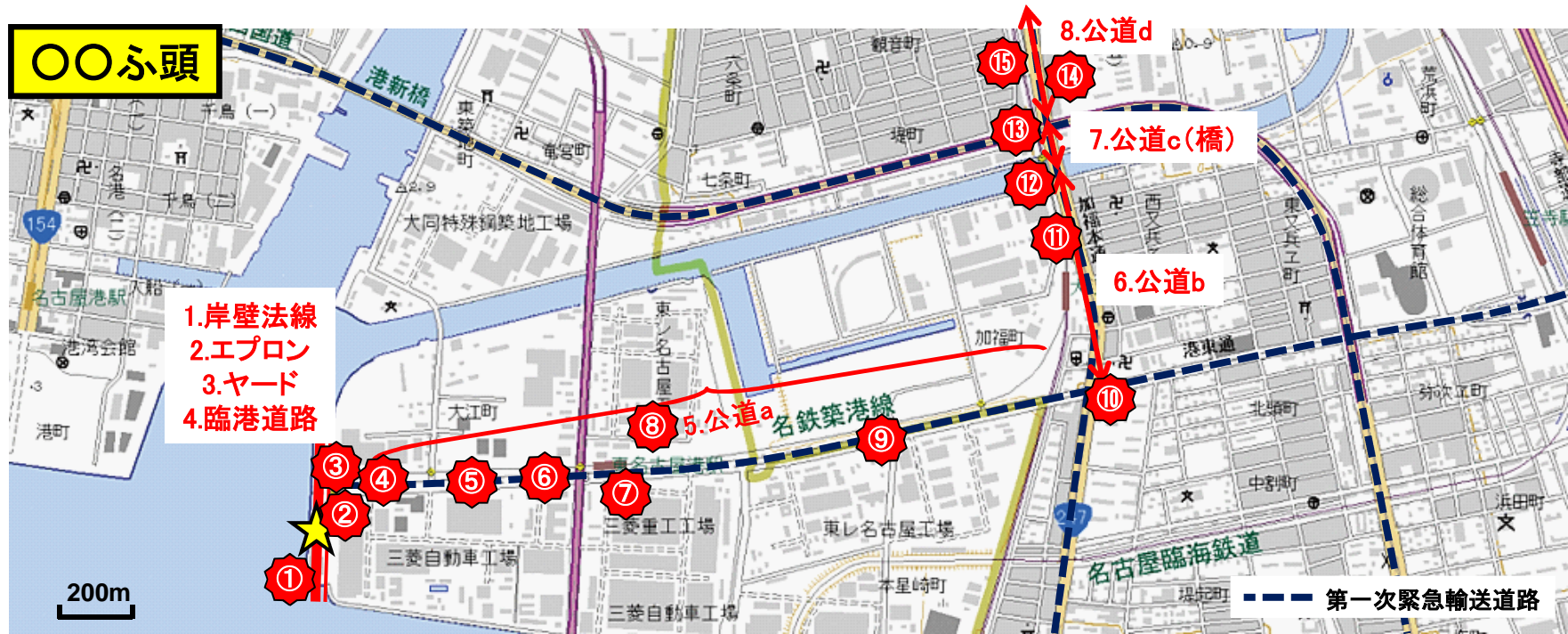


No.	項目	被災状況
1	岸壁法線	
2	エプロン	
3	ヤード	
4	臨港道路a	
5	臨港道路b	
6	臨港道路c(橋)	
7	臨港道路d	
8	臨港道路e	

--- 第一次緊急輸送道路

(4) 緊急物資輸送ルート上の被災状況の設定(案)

- 緊急物資輸送ルート設定後、対象耐震岸壁までの航路(港湾区域内)を区域別に分け、各港湾区域における被災状況を整理する。



※背景地図は、国土地理院「電子国土Web.NEXT」標準地図を使用

No.	項目	被災状況	No.	項目	被災状況
1	岸壁法線		5	公道a	
2	エプロン		6	公道b	
3	ヤード		7	公道c(橋)	
4	臨港道路		8	公道d	

(5) 緊急物資輸送の主な関係者と役割(案)

- 緊急物資輸送ルートの確立に向け、関係すると考えられる機関・団体等を調査・整理し、それぞれが担う役割を確認する。

区分	主体		役割			根拠
			現状把握	応急復旧	緊急物資輸送	
行政	●●港管理組合		<ul style="list-style-type: none"> ● 被害情報、支援・復旧状況の把握、関係機関との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急復旧方策を決定し、(社)日本埋立浚渫協会に被災施設の応急復旧活動を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急物資の受け入れ、配分 ● 海上輸送路の確保、緊急物資の受け入れ及び輸送 ● 臨港道路の啓開 ● 道路の通行機能の確保 	
	中部地方整備局	道路部●●課、港湾空港部●●課 など	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設点検、施設の使用可否判断・公表 	<ul style="list-style-type: none"> ● 耐震強化岸壁やヤード等の応急復旧、緊急輸送路の応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急輸送基盤の確保、緊急復旧による耐震強化岸壁の供用、道路の通行機能の確保等 	中部地方整備局業務継続計画
		●●港湾事務所	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設点検、施設の使用可否判断・公表 	<ul style="list-style-type: none"> ● 耐震強化岸壁やヤード等の応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急輸送基盤の確保、緊急復旧による耐震強化岸壁の供用、航路の啓開、地方自治体の支援 	
		●●国道事務所	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設点検、施設の使用可否判断・公表 		<ul style="list-style-type: none"> ● 道路の通行機能の確保 	
	中部運輸局●●部●●課				<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急輸送(部隊移動、医療搬送)の連絡調整、緊急輸送(物資、食料)の調整 	
	海上保安庁第●●管区海上保安本部 名古屋海上保安部 名古屋港●●センター		<ul style="list-style-type: none"> ● 船艇、航空機等による被災情報収集 ● 係留施設等の使用可否判断 	<ul style="list-style-type: none"> ● 航路・泊地の安全支援 ● 水路測量結果を取りまとめ、関係者に周知 	<ul style="list-style-type: none"> ● 船舶による港内の障害物等の状況調査・応急措置 ● 航路規制・啓開情報の周知・伝達 	
	CIQ関係省庁 (財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省)		名古屋税関本関 名古屋入国管理局 名古屋植物防疫所 名古屋出張所	<ul style="list-style-type: none"> ● CIQ業務の実施体制の構築 		
	〇〇県●●部●●課		<ul style="list-style-type: none"> ● 施設点検、施設の使用可否判断・公表 	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急復旧作業の状況に関する情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急輸送基盤の確保、道路の通行機能の確保 	
	〇〇市●●部●●課		<ul style="list-style-type: none"> ● 施設点検、施設の使用可否判断・公表 	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急復旧作業の状況に関する情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急輸送基盤の確保、道路の通行機能の確保 	

(5) 緊急物資輸送の主な関係者と役割(案)

- 緊急物資輸送ルートの実立に向け、関係すると考えられる機関・団体等を調査・整理し、それぞれが担う役割を確認する。

区分	主体	役割			根拠
		現状把握	応急復旧	緊急物資輸送	
民間	●●港運協会			<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急物資荷役、埠頭内道路啓開、緊急物資のはしけ輸送・トラック輸送 	(例)災害救援応急措置の協力に関する協定
	●●協会 ●●部会			<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急物資の一時保管場所等の提供、保管している物品の所有者の承諾に基づく提供 	(例)災害時における緊急措置に支援に関する協定
	(社)●●県トラック協会 ●●支部			<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車輸送の協力 	(例)災害時における自動車輸送の協力に関する協定
	●●旅客船協会			<ul style="list-style-type: none"> ● 輸送及び宿泊施設等の救援拠点としての船舶の確保 	(例)災害時における船舶の協力に関する協定
	(社)日本埋立浚渫協会 ●●支部		<ul style="list-style-type: none"> ● 応急復旧資機材、要員の調達・運搬、岸壁の応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急的な応急対策に関する建設資機材等の出動 	(例)災害時の応急復旧業務に関する協定
	(一社)●●県建設業協会			<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急的な応急対策に関する建設資機材等の出動 	
	〇〇高速道路(株) ●●支社	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設点検、施設の使用可否判断・公表 		<ul style="list-style-type: none"> ● 道路の通行機能の確保 	

(6)関係者別の役割、対応(案)

- 緊急物資輸送における各機関・団体等別、目標時間内の達成業務内容毎に実施すべき重要業務を確認する。
- 実際に港湾機能継続計画を作成する段階においては、個別の機関・団体等毎に達成業務内容を整理しておく。

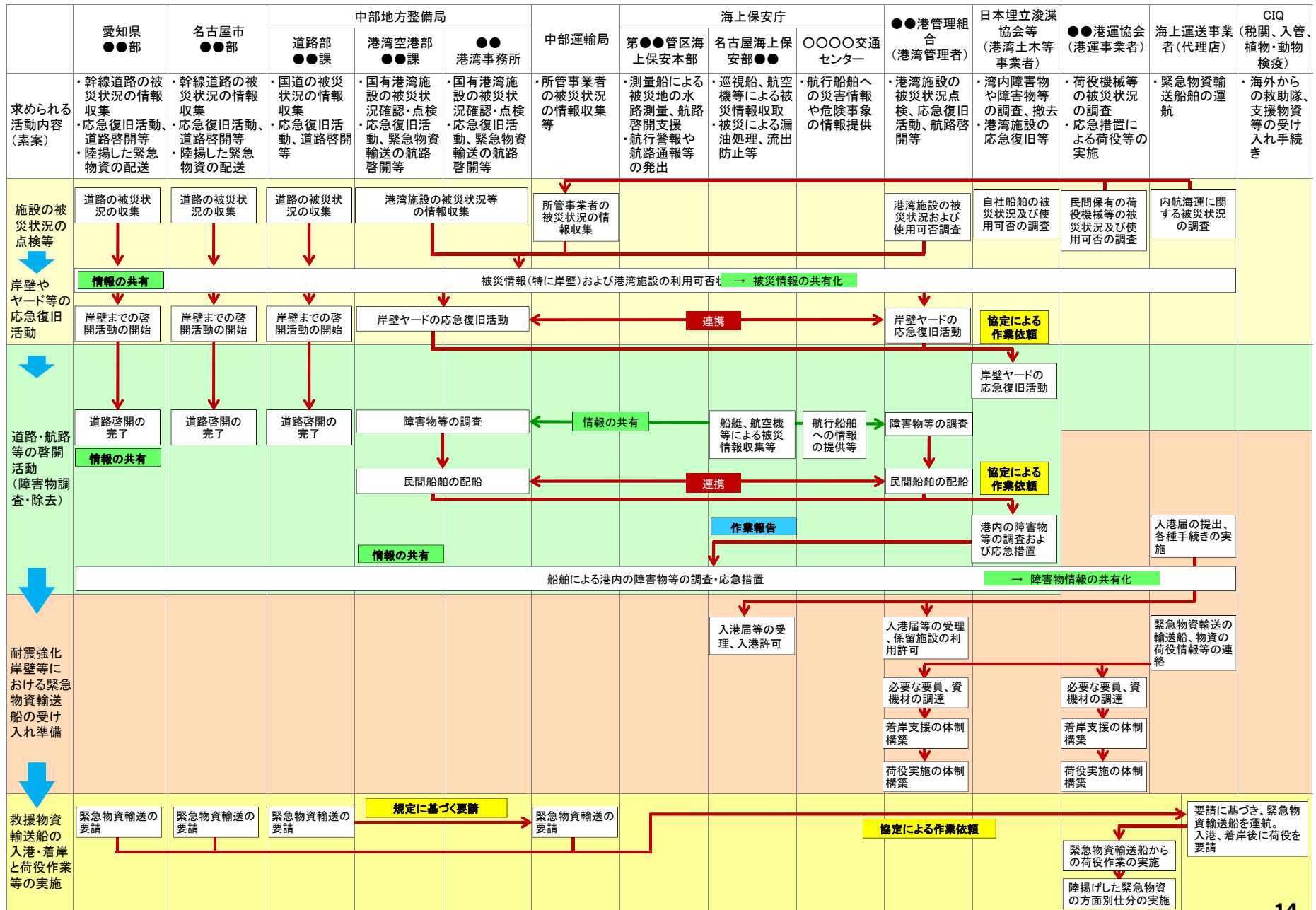
達成業務	参集、情報収集	点検等の開始	航路啓開	海上輸送基地の応急復旧、運用開始	地域防災拠点へ物資到着	
名古屋港●●協議会	※事前検討に従い、対応。必要に応じ集まる。					
行政機関	〇〇港管理組合	<ul style="list-style-type: none"> ■参集 ■被害情報の収集 	<ul style="list-style-type: none"> ■在港船舶の避難 ■港湾周辺を被害調査し、●●(自衛隊)へ出動要請 	<ul style="list-style-type: none"> ■優先順位の選定、啓開活動を行う港(航路)の選定、係留施設使用の判断 ■人命保護との調整、危険物除去との調整 ■余震に伴う対応(荷役の制限等)、情報図の作成、物揚場の整理、漂流物(ガレキ等)の処理 ■関係機関協議 ■航路啓開の判断 	<ul style="list-style-type: none"> ■港運協会、倉庫協会へ協力要請 ■海上輸送基地の応急復旧、確保 ■耐震強化岸壁における緊急物資輸送船の受け入れ準備(入港届等の受理、係留施設の利用許可)(必要な要員、資機材の調達、緊急物資輸送船の着岸支援の体制構築、緊急物資輸送船の荷役実施の体制構築) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ほとんどの区で物資集配拠点から食料等を地域防災拠点に輸送 ■物資輸送活動を継続
	中部地方整備局 港湾空港部	<ul style="list-style-type: none"> ■参集 ■地震情報等の把握(2~3時間以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ■埋没への協力要請 ■岸壁、航路、防波堤等の緊急点検 ■耐震強化岸壁背後道路の被災状況把握 ■最低限度の緊急輸送基盤の確保 ■港湾管理者の復旧支援 	<ul style="list-style-type: none"> ■耐震強化岸壁の緊急復旧。一部供用 ■臨港道路、航路の啓開(上記3日以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ■耐震強化岸壁の応急復旧 	
	中部地方整備局 道路部	<ul style="list-style-type: none"> ■参集 ■地震情報等の把握(2~3時間以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ■道路の緊急点検 ■最低限度の緊急輸送基盤の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ■道路の啓開(上記3日以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ■耐震強化岸壁への幹線輸送 	
	中部地方整備局 ●●港湾事務所	<ul style="list-style-type: none"> ■参集 ■地震情報等の把握(2~3時間以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ■埋没への協力要請 ■岸壁、航路、防波堤等の緊急点検 ■耐震強化岸壁背後道路の被災状況把握 ■最低限度の緊急輸送基盤の確保 ■港湾管理者の復旧支援 	<ul style="list-style-type: none"> ■優先順位の選定、啓開活動を行う港(航路)の選定 ■情報図の作成、物揚場の整理、漂流物(ガレキ等)の処理 ■関係機関協議 ■航路啓開の判断(第1次) ■耐震強化岸壁の緊急復旧。一部供用 ■臨港道路、航路の啓開(上記3日以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ■耐震強化岸壁の応急復旧 	
	中部地方整備局 ●●国道事務所	<ul style="list-style-type: none"> ■参集 ■地震情報等の把握(2~3時間以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ■道路の緊急点検 ■最低限度の緊急輸送基盤の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ■道路の啓開(上記3日以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ■耐震強化岸壁への幹線輸送 	
	中部運輸局 ●●部●●課	<ul style="list-style-type: none"> ■参集 ■地震情報等の把握(2~3時間以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ■所管事業者の被災状況の情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ■緊急輸送(部隊移動、医療搬送)の連絡調整、緊急輸送(物資、食料)の調整(上記3日以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ■物資輸送活動を継続 	

(6)関係者別の役割、対応(案)

- 緊急物資輸送における各機関・団体等別、目標時間内の達成業務内容毎に実施すべき重要業務を確認する。
- 実際に港湾機能継続計画を作成する段階においては、個別の機関・団体等毎に達成業務内容を整理しておく。

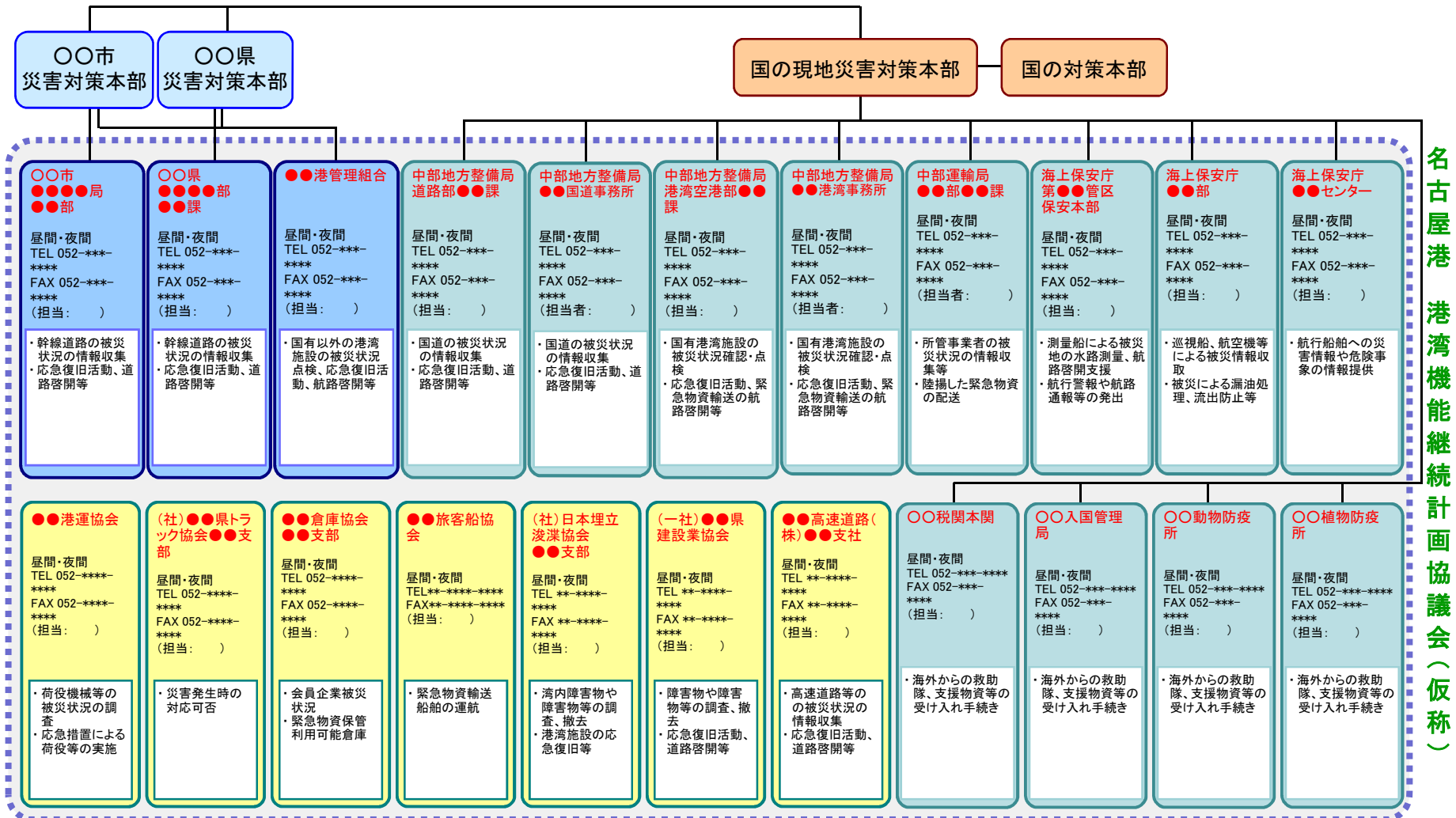
	達成業務	参集、情報収集	点検等の開始	航路啓開	海上輸送基地の応急復旧、運用開始	地域防災拠点へ物資到着
行政機関	海上保安庁第●●管区海上保安本部 名古屋海上保安部 名古屋港●●センター	■参集 ■状況調査(航路、岸壁、後背地等の情報把握・交換)	■関係事業者等からの情報収集 ■関係機関への情報提供	■優先順位の選定、啓開活動を行う港(航路)の選定 ■余震に伴う安全対策(航行時間、行き会い調整、航行可能水域の明示、進路警戒周知、啓開情報の伝達)、情報図の作成、物揚場の整理、漂流物(ガレキ等)の処理、航行不能船舶の移動等 ■関係機関協議 ■航路啓開の判断(使用可否、条件、日時等)、優先度に応じた航路啓開	■航路啓開情報を作業船及び海域利用者へ周知・広報	■航路啓開のための水路測量成果精査
	CIQ関係省庁 名古屋税関本関、名古屋入国管理局、名古屋植物防疫所、名古屋出張所	■参集				
	愛知県●●部	■参集 ■地震情報等の把握 (2~3時間以内)	■道路等の緊急点検 ■耐震強化岸壁背後道路の被災状況把握 ■最低限度の緊急輸送基盤の確保		■道路の啓開 (上記3日以内)	■耐震強化岸壁の応急復旧
	名古屋市●●部	■参集 ■地震情報等の把握 (2~3時間以内)	■道路の緊急点検 ■最低限度の緊急輸送基盤の確保		■道路の啓開 (上記3日以内)	■耐震強化岸壁への応急復旧
関係団体	●●港運協会	■参集			■要員/荷役機械/はしけの調達、業務開始	
	●●倉庫協会●●部会	■参集			■受入準備、保管開始	
	(社)●●県トラック協会●●支部	■参集		■トラック、要員の調達	■トラック輸送開始	
	(社)日本埋立浚渫協会○○支部	■参集 ■要員/資機材等の調達、出動		■航路啓開の支援 ■岸壁等の応急・復旧作業		
	●●港タグ事業協同組合 ●●港タグセンター	■参集		■タグボート、要員の調達、出動	■タグボートによる海上輸送開始	
	●●水先区水先人会●●事務所	■参集		■船舶、要員の調達	■水先案内開始	
	(一社)●●県建設業協会	■参集				
●●高速道路(株)●●支社	■参集 ■地震情報等の把握 (2~3時間以内)	■道路の緊急点検 ■被災状況に応じた道路啓開 ■最低限度の緊急輸送道路の確保				

(7) 初動における関係者の活動内容フロー(案1:各関係組織ごとに整理)



(8) 情報連絡系統図(案)

- 前項で整理した目標時間毎に実施すべき重要業務毎の関係者間の連絡体制を整理する。なお、実際に港湾機能継続計画を作成する段階では、情報収集・点検・障害物等の実施すべき重要業務毎の関係者間の連絡・情報共有体制を示す。



名古屋港 港湾機能継続計画協議会(仮称)

注: 上記体制表中の電話番号については、一部個人情報を含むものもあり、ここでは、詳細は伏字としている。電話番号等の個人情報を含む連絡表については、別途、非公開資料として作成している。

(9)連絡先一覧(案)

組織名		項目	連絡順位		
			1位	2位	3位
関係団体	〇〇港港運協会	所属			
		役職			
		氏名			
		一般電話			
		E-mail PC			
		FAX			
		携帯電話			
		E-mail 携帯電話			
	〇〇倉庫協会				
	(社)〇〇県トラック協会				
(社)日本埋立浚渫協会中部支部					
(社)〇〇港タグセンター					
伊勢三河湾水先区水先人会					
行政機関	法務省名古屋入国管理局				
	財務省名古屋税関				
	厚生労働省名古屋検疫所				
	農林水産省名古屋植物防疫所				
	農林水産省動物検疫所名古屋出張所				
	国土交通省中部運輸局 〇〇部				
	愛知県 〇〇部				
	海上保安庁〇〇管区海上保安本部				
	国土交通省中部地方整備局 港湾空港部、道路部				
	国土交通省中部地方整備局 〇〇港湾事務所、〇〇道路事務所				
事務局					

参考 災害対策基本法の一部改正について

- 平成24年6月27日 「災害対策基本法の一部を改正する法律」公布
東日本大震災の教訓・課題を受け、行うべき防災対策の全般的見直し
 - ①大規模広域な災害に対する即応力の強化
 - ②大規模広域な災害時における被災者対応の改善
 - ③教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上

【港湾関係】

- ・指定(地方)行政機関の長が都道府県からの物資等の供給要請※に応えることが新たに規定。
※航路啓開のための作業船の集結について関係団体に要請する等の第三者への斡旋要請を含む。



地方整備局が緊急物資等の広域バックアップ体制をとることが可能

◇災害対策基本法の一部を改正する法律案のポイント◇

■物資又は資材の供給の要請等(第86条の7)

災害応急対策の実施に当たり、都道府県知事は指定(地方)行政機関の長に対し、市町村長は都道府県知事に対し、必要な物資又は資材の供給について必要な措置※を講ずるよう要請することができる。緊急の場合、指定(地方)行政機関の長、都道府県知事は、要請を待たずに措置を講じることができる。

※「必要な措置」には、「物資購入の斡旋、流通在庫の情報提供」が含まれる。例えば、「埋立浚渫協会への作業船集結要請」を含む。